

広産企第520号  
令和8年1月16日

株式会社清水観光  
代表取締役 清水 計年 様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和7年5月30日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称  
(仮称) ガリバー広島市安佐南区店
- 2 大規模小売店舗の所在地  
広島市安佐南区緑井六丁目17-1ほか

広産企第521号  
令和8年1月16日

株式会社清水観光  
代表取締役 清水 計年 様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和7年5月30日付で、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「(仮称) ガリバー広島市安佐南区店」について、本市は令和8年1月16日付で同法第8条第4項の規定による通知を行いましたが、その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 2 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。